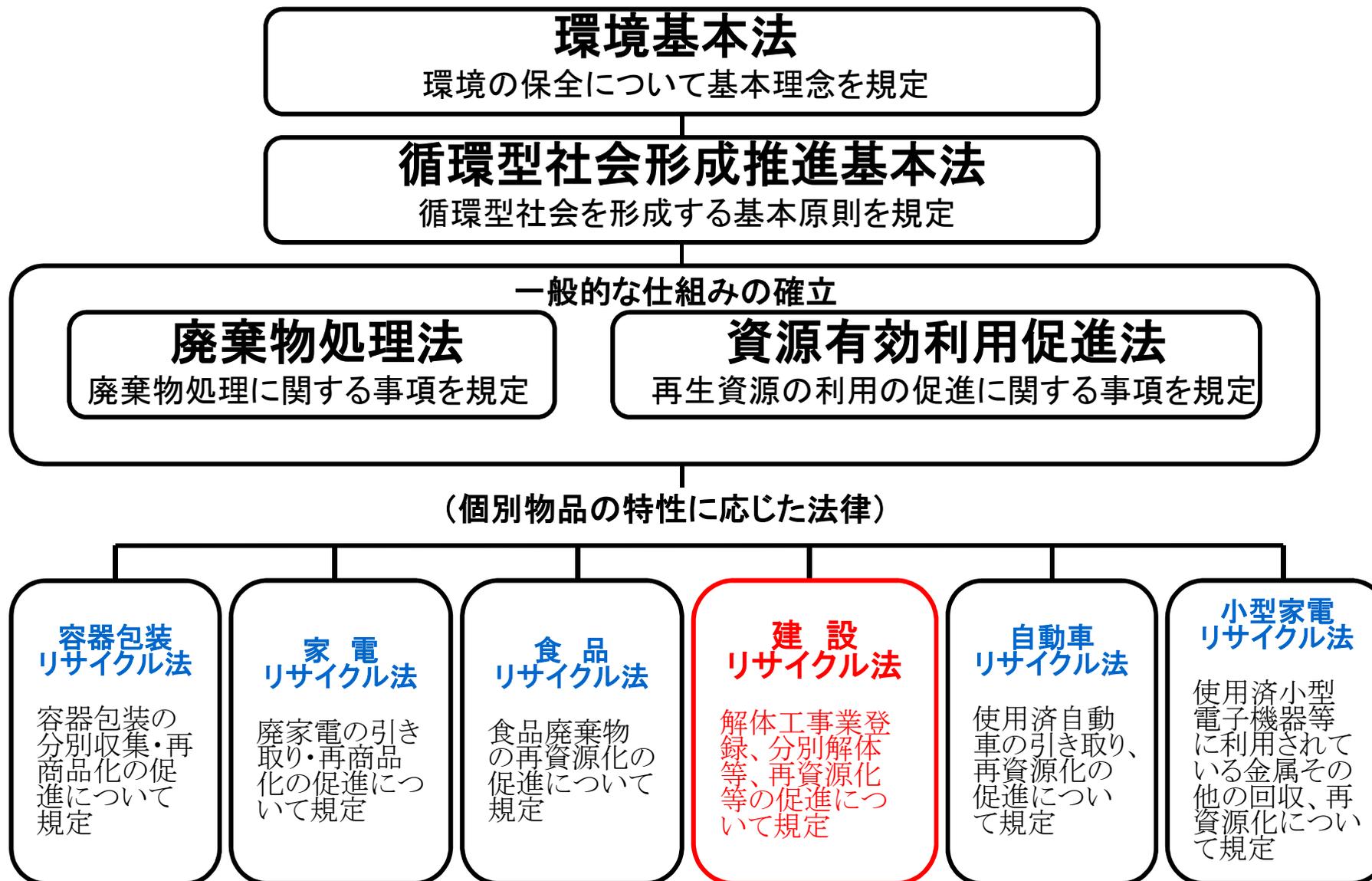


建設リサイクル法の概要 について

大阪府住宅まちづくり部 建築指導室
審査指導課 開発許可グループ

平成28年12月14日

建設リサイクル法に関連する法律の体系の概要



これまでは…

ミンチ解体

建築物を、分別解体せずに一気に壊してしまう「ミンチ解体」では、大量の混合廃棄物が発生します。

混合廃棄物

再資源化できるものとできないものをいったん混ぜてしまうと、再分別には大変手間がかかり、再資源化が難しくなってしまいます。

最終処分

そのため、結局はそのままで最終処分場へ運ばれることとなります。コストが大きい最終処分を避けて、不法投棄する悪質な業者も跡を絶ちません。

貴重な資源が廃棄物に!



再資源化できるものまで廃棄物となってしまいます

不法投棄



毎年約千件・40万トンもの不法投棄が(全国)

処分場所がない!



最終処分場の残余容量が逼迫しています

建設リサイクル法が施行されてからは…

分別解体

分別しながら解体することで、再資源化しやすくなります。

再資源化を容易に!



壁・柱・梁・床、木材・コンクリートなど、分別しながら解体を進めていきます。

再資源化

原材料として利用不可能な廃棄物を除き、再生可能なものは再資源化します。



危険物・有害物を除くほとんどの建設副産物は再資源化できるので、廃棄物を大幅に減少させることができます。

再利用

再資源化された建設副産物は再利用されます。こうして資源を循環させていくことができます。

資源が循環!



木材チップを再生木質マルチング材として、法面の崩壊防止に利用

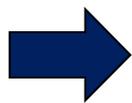
再生骨材を道路の路盤に、アスファルトを舗装に利用

私たちの身のまわりの様々なところで、再資源化された建設副産物が利用されています。

特定建設資材

(施行令第1条)

- U 再資源化が、資源の有効利用及び廃棄物の減量に大きく寄与するものであること
- U 再資源化技術が確立・普及しており、再資源化の経済性の面における制約が著しくない（義務付けが過度の負担にならない）こと



- | コンクリート
- | コンクリート及び鉄から成る建設資材
(プレキャスト版鉄筋コンクリート版など)
- | 木材
- | アスファルト・コンクリート

分別解体等の義務付け

(法第9条)

- I 以下の条件の両方を満たす工事が、**対象建設工事**として
分別解体等・再資源化等の義務付けの対象

条件①

- ・特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事

又は

- ・特定建設資材を使用する新築工事等

条件②

- ・建設工事の規模に関する基準以上のもの

対象建設工事の規模基準

(施行令第2条)

< 規模基準 >

建築物の解体工事	床面積	80㎡ 以上
建築物の新築・増築 工事	床面積	500㎡ 以上
建築物の修繕・模様替(リフォーム)	請負代金の額 (消費税を含む)	1億円 以上
建築物以外のものに係る 解体工事又は新築工事等 (土木工事等)	請負代金の額 (消費税を含む)	500万円 以上

手続きの流れ



発注者

対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事着手の日の7日前までに建築物の構造、工事着手時期、および工程の概要、分別解体等の計画等について届け出なければなりません。

3 事前届出

4 変更命令



届出窓口

(裏表紙届出先参照)

※工事の場所により届出先が異なります。

助言・勧告・命令
報告の徴収・立入検査

対象建設工事の元請業者は、発注者に対し、建築物の構造、工事着手時期、および工程の概要、分別解体等の計画等について書面を交付して説明しなければなりません。

1 説明

2 契約

契約書面には、下記の事項を明記してください。

- ① 分別解体等の方法
- ② 解体工事に要する費用
- ③ 再資源化等をするための施設の名称および所在地
- ④ 再資源化等に要する費用

元請業者

受注者

8 書面による報告

元請業者は、再資源化等が完了したときは、その旨を発注者へ書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければなりません。

7 基準に適合した施工

- 分別解体等、再資源化等の実施
- 主任技術者若しくは、監理技術者(建設業法)又は、技術管理者による施工の管理
- 現場における標識の掲示

受注者は、下請契約業者に対し、対象建設工事の届出事項を告知した上で、契約を結ばなければなりません。
(注) 告知は全ての下請業社に対して行う必要があります。

5 告知

6 契約

契約書面には、7の契約と同じ事項を明記してください。

下請業者

(イラスト等の出典：建設副産物リサイクル広報推進会議)

①事前調査の実施、②分別解体等の計画の作成

(法第9条第2項及び

施行規則第2条(分別解体等に係る施工方法に関する基準))

(調査する事項)

- 対象建設工事に係る**建築物等及びその周辺の状況**
- **作業を行なう場所**
- 特定建設資材廃棄物その他の**搬出の経路**
- **残存物品の有無**
- **吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したものの有無**その他対象建築物等に関する調査

(計画の作成)

- 上記の調査に基づき、**分別解体等の計画を作成**

③元請業者から発注者への説明

(法第12条第1項)

○契約前に発注者に対して文書で説明を行なう必要がある。

(説明しなければならない事項)

- 工事着手の時期及び工事の概要
- 分別解体等の計画
- 解体工事である場合は、解体する建築物等の構造、解体する建築物等に用いられた建築資材の量の見込み
- 新築工事等である場合は、使用する特定建設資材の種類

④契約（発注者と元請業者） （法第13条第1項及び分別解体等省令第4条）

○建設業法第19条第1項に定めるもののほか、分別解体の方法等書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付しなければならない。

（対象建設工事の請負契約に記載すべき事項）

- 分別解体等の方法
- 解体工事に要する費用
- 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- 再資源化等に要する費用

⑤都道府県知事等への届出 (法第10条)

○工事に着手する日の**7日前までに**届け出なければならない。

(注意事項)

- 届出先は対象建設工事を施工する場所により異なる。
建築主事を置く市は、当該市長へ届出を行う。
- 対象建設工事の施工範囲が複数の届出先に跨るときは、
全ての届出先に届出する。

⑤都道府県知事等への届出 (市長へ届出する工事場所)

工事場所	問い合わせ・届出等窓口			
	担当部局名	担当課等名	電話	所在地
大阪市内	大阪府庁第10画局建築指導部	建築指導課	06-6208-9291	大阪府北区中之島1-3-20
	大阪府建設局管理課 ※認定道路に関する届出先	工務課	06-6615-6648	大阪府住之江区南港北2-1-10 (ATCビル10F東6階)
豊中市内	豊中市府庁第10画局建築部	監察課	06-6858-2429	豊中市中央家3-1-1
堺市内	堺市建築者庁局開発指導課 ※建築物の解体、新築等工事、その他の土木工事	建築安全課	072-233-1101	堺市堺区南瓦町3-1
	堺市建設局土木部 ※道路、河川等で行なう土木工事	土木監理課		
東大阪市内	東大阪府建設局建築指導課指導室	建築審査課	06-4309-3240	東大阪府荒本北1-1-1
吹田市内	吹田府庁第10画局建築指導課審査室	建築指導課担当	06-6384-1972	吹田市泉町1-3-40
高槻市内	高槻府庁第10画局建築部	審査指導課	072-674-7569	高槻市桃園町2-1
守口市内	守口市府庁整備部	建築指導課	06-6992-1736	守口市京阪本通2-2-5
枚方市内	枚方市環境部	環境指導課	072-841-1221	枚方市朝日丘町2-17
八尾市内	八尾市建築部	審査指導課建築指導室	072-991-3881	八尾市本町1-1-1
寝屋川市内	寝屋川市まち政策部	まちづくり指導課	072-824-1181	寝屋川市本町1-1
茨木市内	茨木府庁整備部	審査指導課	072-622-8121	茨木市駅前3-8-13
	茨木市建設部 ※認定道路に関する届出先	建設管理課		
岸和田市内	岸和田市まちづくり推進部	建設指導課	072-423-2121	岸和田市岸城町7-1
箕面市内	箕面市みどりまちづくり部	審査指導課建築指導室	072-723-2121	箕面市西小路4-6-1
門真市内	門真市まちづくり部	建築指導課	06-6902-1231	門真市中町1-1
池田市内	池田府庁建設部	審査指導課	072-752-1111	池田市城南1-1-1
和泉市内	和泉府庁デザイン部	建築・開発指導室	0725-99-8141	和泉市府中町2-7-5
羽曳野市内	羽曳野府庁建設部	建築指導課	072-958-1111	羽曳野市萱田4-1-1

⑤都道府県知事等への届出 (大阪府知事へ届出する工事場所)

前ページ以外の市町村(※)の問い合わせ・届出等窓口			
<p>大阪府住宅まちづくり部 建築指導室 審査指導課 開発許可グループ(建設リサイクル担当) 住所 〒559-8555 大阪市住之江区南港北一丁目14-16 大阪府茨州庁舎27階 Tel 06-6941-0351 (内線)3092 Fax 06-6210-9728</p>			
<p>※前ページ以外の市町村とは</p>			
<p>・能勢町・豊能町・島本町・摂津市・交野市・四條畷市・大東市・松原市・藤井寺市・柏原市 ・太子町・大阪狭山市・富田林市・河南町・千早赤阪村・河内長野市・高石市・泉大津市 ・忠岡町・貝塚市・熊取町・泉佐野市・田尻町・泉南市・阪南市・岬町</p>			

⑥元請業者から下請負人への告知（法第12条第2項）、
⑦下請契約の締結（法第13条第1項及び分別解体等省令第4条）

（告知）

⇒「③元受業者から発注者へ説明しなければならない事項」
の内容と同じ

（契約）

⇒「④契約（発注者と元請業者）」の記載内容と同じ

施工方法に関する基準

⑧事前措置の実施

(施行規則第2条 (分別解体等に係る施工方法に関する基準))

○分別解体の計画に基づき、

- 作業場所及び搬出経路の確保
- 残存物品の搬出の確認
- 石綿等の付着物の除去その他の工事着手前において、
特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を
確保するための措置

技術管理者による施工の管理

主任技術者
(監理技術者)

(建設業法第26条の3)

又は

技術管理者

(建設リサイクル法第32条)



標識の掲示

(建設業法第40条)

(建設リサイクル法第33条)



⑨工事の施工（建築物に係る解体工事） （施行規則第2条（分別解体等に係る施工方法に関する基準））

○建築物に係る解体工事の工程は、次に掲げる順序に従わなければならない。

- ①建築設備、内装材等の取り外し
- ②屋根ふき材の取り外し
- ③外装材並びに上部構造の解体
- ④基礎及び基礎ぐいの取り壊し

ただし、建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難しい場合は、この限りではない。

解体工事の施工の基本手順

①建築設備、内装材、建具等の取り外し

・手作業で実施（施行規則第2条第7項）



内装材の取り外し



建具の取り外し

⑨工事の施工

廃石膏ボード現場分別解体マニュアル

国土交通省のリサイクルホームページ

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/recyclehou/manual/sekkou.htm>

解体工事の施工の基本手順

②屋根ふき材の取り外し

・手作業で実施（施行規則第2条第7項）



屋根ふき材の取り外し

解体工事の施工の基本手順

③外装材・上部構造の解体

- ・手作業または手作業と機械作業の併用で実施



外装材の取り壊し



上部構造部分の取り壊し

解体工事の施工の基本手順

④基礎の解体

- ・手作業または手作業と機械作業の併用で実施



基礎の取り壊し

分別解体等・再資源化等の実施



コンクリート塊の分別



建設発生木材の搬出

⑨工事の施工（建築物以外のもの） （施行規則第2条（分別解体等に係る施工方法に関する基準））

○建築物以外のもの（以下「工作物」という。）に係る解体工事の工程は、次に掲げる順序に従わなければならない。

- ①さく、照明設備、標識その他の工作物に附属する物の取り外し
- ②工作物のうち基礎以外の部分の取り壊し
- ③基礎及び基礎ぐいの取り壊し

ただし、構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難しい場合は、この限りではない。

⑩再資源化等が完了したときの 発注者への報告

(法第18条第1項、施行規則第5条)

○対象建設工事の元請業者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、その旨を当該工事の発注者に書面で報告するとともに、当該再資源化等の実施状況に関する記録を保存し、これを保存しなければならない。

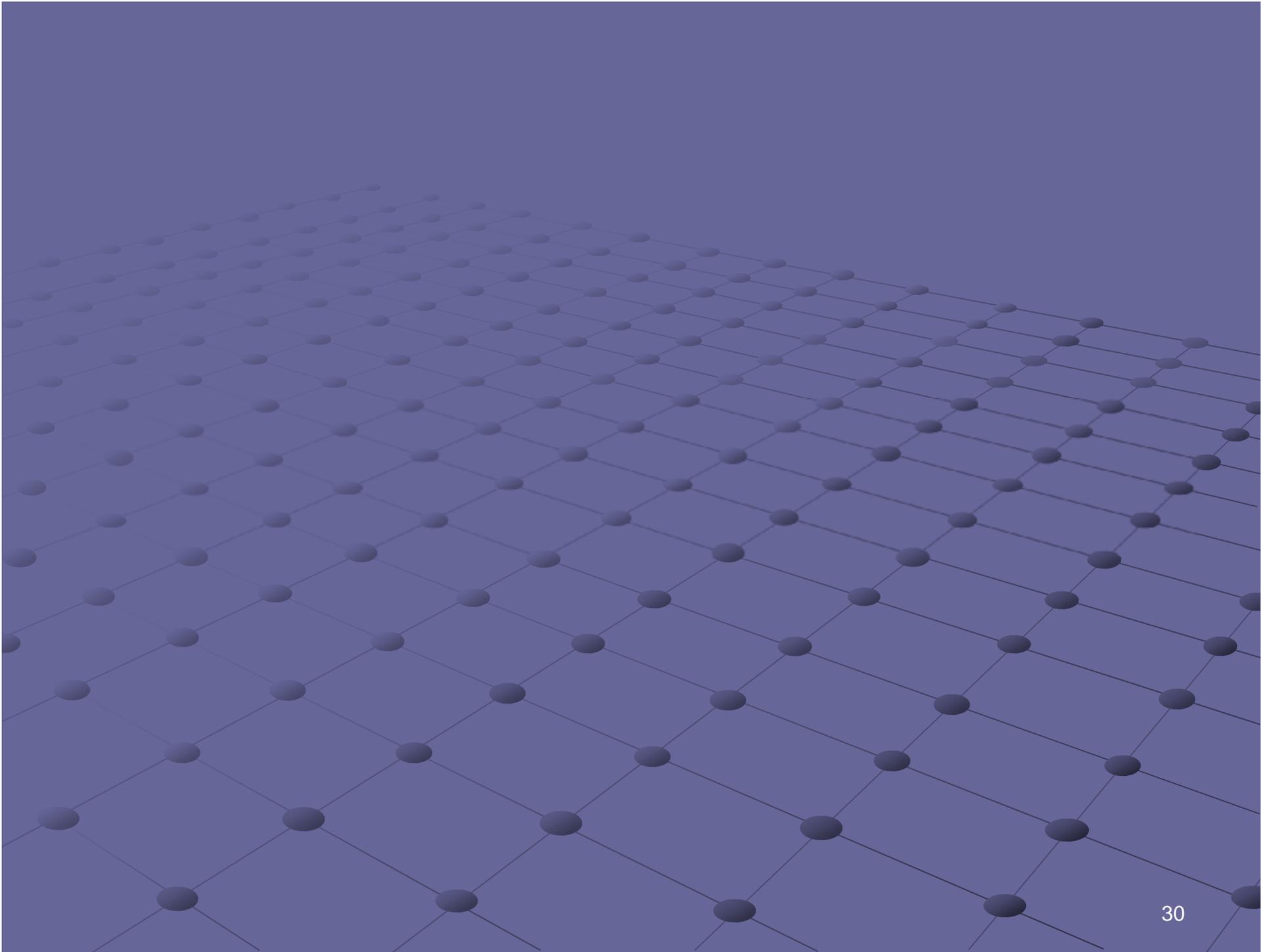
(報告する事項)

- 再資源化等が完了した年月日
- 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- 再資源化等に要した費用

大阪府 建設リサイクルホームページ

大阪府 建設リサイクルホームページのアドレス

http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_shinsa/recycle_index/index.html

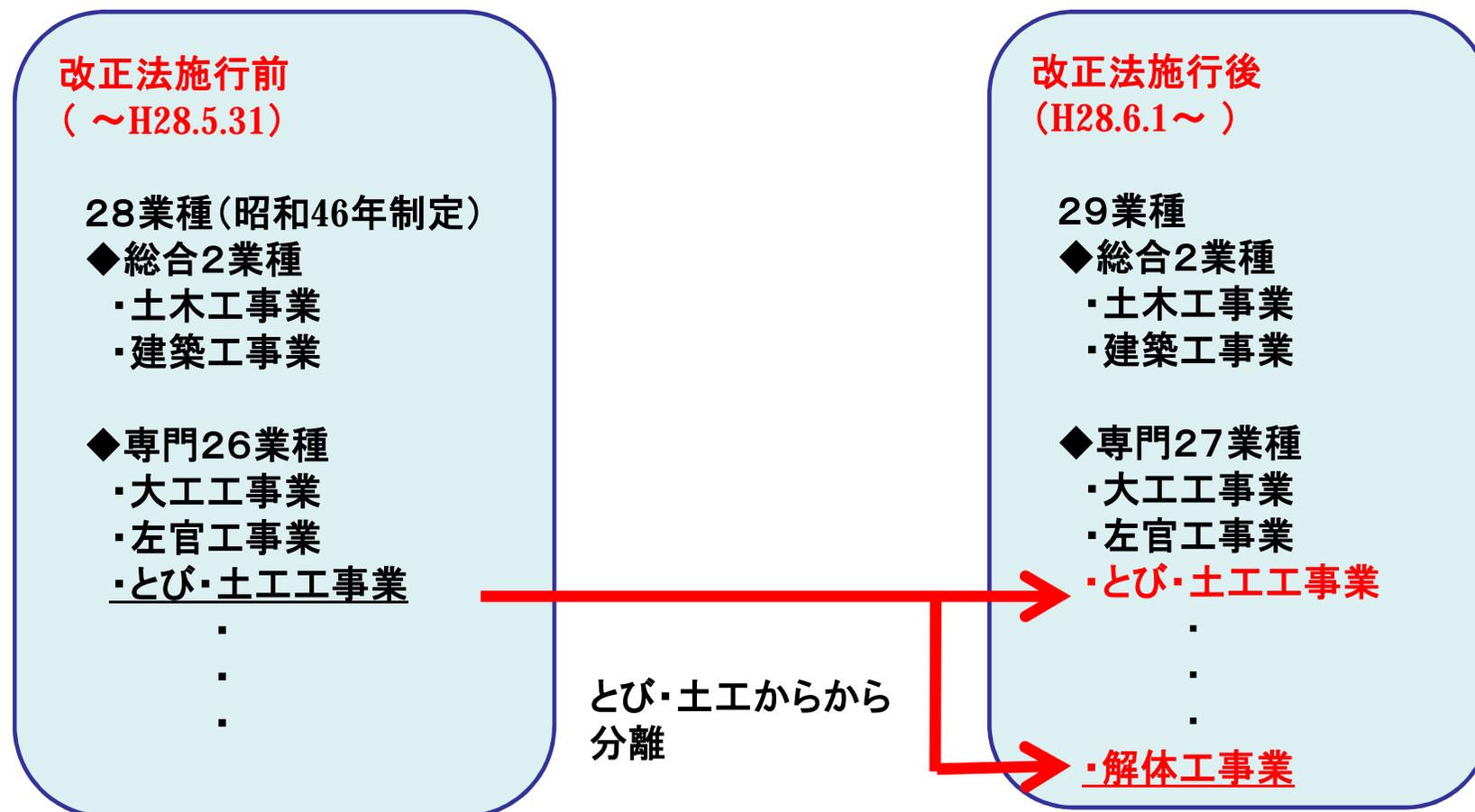


建設業法における解体工事業の 新設について

大阪府住宅まちづくり部 建築振興課
建設許可グループ

解体工事業の新設

- ・平成26年6月4日、「解体工事」の新設等の措置を講ずる「建設業法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第55号。以下「改正法」という。)が公布。
- ・平成28年6月1日に施行され新たな専門業種として「解体工事」が加わった。



とび・土工事業の経過措置について

